



遊佐町産後ケア事業

産後、安心して育児が出来るように、医療機関への宿泊、助産師さんの訪問を通して母子のケアや授乳（卒乳）指導・育児相談などが受けられます。



利用できる方

- 遊佐町に住所のある方
- 産後1年未満までのママと赤ちゃん（宿泊型の産後ケアは、産後2～3ヶ月以内）
※医療行為が必要な方は利用できません



ケアの内容

- ママのケア（母体の健康状態、乳房ケア）
- 赤ちゃんのケア（乳児の健康状態、体重、栄養等のチェック）
- 授乳や卒乳、育児全般に関する相談（沐浴・皮膚のケアなど）



実施施設・利用料金など（宿泊型・訪問型があります）

| | 宿泊型 | | 訪問型 |
|------|---------------------|----------------------|---------|
| 施設名 | 日本海総合病院 | いちごレディースクリニック | ごっと助産院 |
| 対象 | 出産後2か月以内 | 出産後3か月以内 | 出産後1年未満 |
| 利用期間 | 最長4泊5日 (月曜日～金曜日) | 最長6泊7日 (平日以外の利用可) | 5回以内 |
| 利用料金 | 1日2,500円 | | 1回500円 |

- ※1 利用者負担金は、利用後、町の請求により金融機関にお支払いください。
- ※2 生活保護世帯の利用者負担金は免除されます。



お申し込み・お問い合わせはこちらへ



遊佐町健康福祉課健康支援係（遊佐町こども家庭センター）

受付：平日 8：30～17：15 電話：0234-72-4111

手続きは裏面をご覧ください

産後ケアの利用方法



①産後ケアの申請



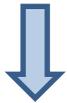
申請書に記入し、健康支援係へ提出。
町から産後ケア事業の利用についてお知らせが届きます。

②承認・サービス利用日の決定



宿泊型：町が医療機関と、利用期間を調整し、連絡します。
訪問型：「ごっと助産院」との相談となります。

③サービス利用



産科医療機関等にてサービス利用を開始します。

④利用料金の支払い



町から納付書が郵送されますので、期限内に利用料金の支払いをお願いします。（月ごとの支払いとなります）

※支払い窓口：役場出納室または庄内みどり農協遊佐支店

